

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会(第6回会合)

資料1

ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度における コスト算定に関する論点整理(案)

<「交付金算定」に関するコスト算定の検討>

令和6年1月
コスト算定研究会事務局

1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方

主な御意見

- ㊦ 特別支援区域のうち、未整備地域の新規整備や公設設備の民設移行といったエリアは、例外的に収入費用方式により算定する必要があるとともに、安定・継続的な役務提供を可能とする必要十分で過大でない支援とするためにも、可能な限り実態に即した収入及び費用で算定すべき。また、未整備地域の解消・民設移行の促進の観点から、それを担おうとする設備設置事業者にとっては、あらかじめ交付金による支援の額やその支援が得られる期間について十分な予見性・見通しが得られることが不可欠であり、継続的に収入費用方式により算定する必要（NTT東西・第5回）
- ㊧ 交付金算定において、法施行日以降、公設設備が民設移行される場合（移行後を含む）や、未整備地域において補助事業等により新規整備される場合（整備後を含む）は、自治体が住民ニーズに基づき必要性を判断して整備したエリアであり、かつ、議会の承認プロセス等により適正性が確認されていることから、例外的に、実際の設備量を利用する「実際設備量モデル」に基づく収入費用方式で算定することが適当（設備の維持管理費用＝地域ごとの実際の構築費用×維持管理係数（全国平均））（NTT東西・第5回）
- ㊨ NTT東西のいう「実際の設備量を利用」とは、2月答申で言及されている「例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を用いる」を解説したものと理解。それを「実際設備量モデル」と称して、未整備地域を補助金等を利用して新規整備した場合や公設設備を民間移行した場合に適用し、また「未整備地域であるにもかかわらず黒字と判定されるエリア」にも適用することで、確かに適用事例は少ないかと思う。さらに、「実際の構築費用」であって、維持管理係数は全国平均を用いるため、さほど違いが出るものでなく、費用も大きくならないように配慮するとの趣旨と理解。そうであれば例外的な事例であるので、その都度特別な事情というものを公表し、コスト算定に反映すべきではないか（春日構成員・第5回）
- ㊩ 「実際設備量モデル」を適用していただきたいエリアで、仮に赤字部分を補填し切れなかったら、民間会社である以上そもそもサービスを提供することができないと思っている。こうしたエリアは赤字にならない範囲で事業を担うことを踏まえると、実際のコストに即した支援が必要（NTT東西・第5回）
- ㊪ 上記㊩の趣旨はよく分かるが、それをあらかじめ組み込んでおくというよりは、今回の研究会で決めてしまうというわけではなく、引き続き個別のケースを検討していく機会があると認識している。その際改めて考えていくのではないかと（春日構成員・第5回）
- ㊫ 議会の承認プロセスで適正性が確認されていることについて、議会の承認は移行のタイミングでの承認であり、そこからずっと承認が続くわけではないので、この「実際設備量モデル」に基づく方式を取り続けるか否かは検討の余地がある。どこかで原則に戻っていく必要があるのではないかと。少なくとも当初2年間は実績データがないため、実際費用でやらざるを得ないことは理解できる（関口構成員・第5回）

1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方

主な御意見 つづき

- ㊦ 公設の設備を民設として引き受ける、あるいは未整備のところを補助事業を用いて整備することは、ある程度きちんと赤字分の補填が担保されないと、なかなか手を挙げづらい。よって、2年ではなく、一定程度の予見性を持たせてもらわないと手を挙げるのは難しい（NTT東西・第5回）
- ㊧ 今回の交付金は、各個別の支援区域の赤字を保証するという方式は基本的に取っておらず、最後は交付金を全額まとめて交付するような形を想定しているということを考えると、民設移行するところとか、あるいは補助事業を活用した未整備エリアの整備といったことについて、そのままこの例外である「実際設備量モデル」を適用し続けるかどうかは、まだ検討の余地がある（関口構成員・第5回）

考え方(案)

- A) 交付金算定に関するコスト算定においては、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（令和5年2月7日。以下「2月答申」という。）の考え方を堅持することとして、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いること」とするのが適当ではないか
- B) 2月答申でいう「標準的なモデル」については、交付金算定では、基本的に、区域指定に関するコスト算定で用いる標準判定式を活用することとしてはどうか（標準判定式はコスト部門ごとに用いるため、算定対象となる部門については7頁～21頁で考え方を整理）。ただし、区域指定に関するコスト算定との目的・用途の違いに鑑み、交付金算定において、区域指定の標準判定式を活用するとしても、必要に応じてその標準判定式に修正を加えることが適当ではないか
- C) また、区域指定に関するコスト算定においては、第二号基礎的電気通信役務の種別（※FTTH、CATV（HFC方式）又は専用型ワイヤレス固定ブロードバンド）に応じて、それぞれの標準判定式を適用した場合、区域ごとに結果の差異が生じるなどの理由から、原則として「FTTHの標準判定式」を用い、一般支援区域・特別支援区域を指定した町字リストを一つ作成することとしている。一方で、交付金算定に関するコスト算定においては、当該種別に応じてその役務提供に必要な費用の一部を補填することが肝要であるため、当該種別に応じた標準判定式を創り、適用することが適当ではないか（4頁の図A参照）
- D) ただし、区域指定に関するコスト算定において、専用型ワイヤレス固定ブロードバンド（以下「ワイ固専用型」という。）は、実需要が少ないため、町字ごとの一回線当たりのコストを標準的なモデルを構築して算定することが現時点困難であることから、継続検討事項とすることとしている。これを踏まえ、交付金算定に関するコスト算定におけるワイ固専用型についても、継続検討事項とすることが適当ではないか（4頁の図A参照）

1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方

考え方(案) つづき

- E) さらに、2月答申では、「ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」とされている。しかしながら、特に交付金算定の対象であるアクセス回線部門と海底ケーブル部門に係る算定方法（詳細は11頁及び19頁参照）において仮に「実際費用から大きく乖離してしまう場合」というものが生じる場合には、今回構築する標準判定式の速やかな見直しにより、判定式の結果の適正性と妥当性を確保すべきではないか。よって、現時点で、実際費用方式を用いる場合を具体的に条件として設定することは困難ではないか
- F) 加えて、町字ごとの交付金額を算定するために、全ての町字に対し一律に標準判定式を適用することにはなお課題がある。具体的には、交付金算定の標準判定式は、事業者が自ら設置した電気通信設備を用いて平時に第二号基礎的電気通信役務を提供することを前提にしている。このため、自治体が所有する電気通信設備を用いる「公設地域」についてはその前提がそもそも異なる。また、「未整備地域」は、元来人口が少なく、また地理的条件等も理由に初期整備の障壁が著しく高いと考えられ、交付金算定の標準判定式が想定する一定の需要数をカバーするために要するコストを算定するという前提と相容れない
- G) 翻ってブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度（以下「BBユニバ制度」という。）の政策目的を見るに、副次効果として公設設備の民間移行の促進や未整備地域の解消も有している
- H) 以上のことから、BBユニバ制度の創設に係る令和4年電気通信事業法一部改正法の施行日である令和5年6月16日（以下「施行日」という。）時点で、①公設地域又は②未整備地域であった地域については、施行日以降、それぞれ①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限り、交付金算定の標準判定式とは異なる「特異判定式」を適用することが適当ではないか
- I) なお、この標準的な特異点としての上記2つの場合を条件として適用されるこうした判定式を構築することは、2月答申において「特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当」とされており、許容されていると考えられるのではないか
- J) また、この2月答申では特に「特別支援区域の指定後に」とされているが、施行日から最初の区域指定日（本年8月末予定）までの間に、上記H)の①又は②に該当する場合についても、制度の複雑さを回避し、政策目的を達成する観点から、この「特異判定式」を適用することとしてよいのではないか（次頁の図B参照）

1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方

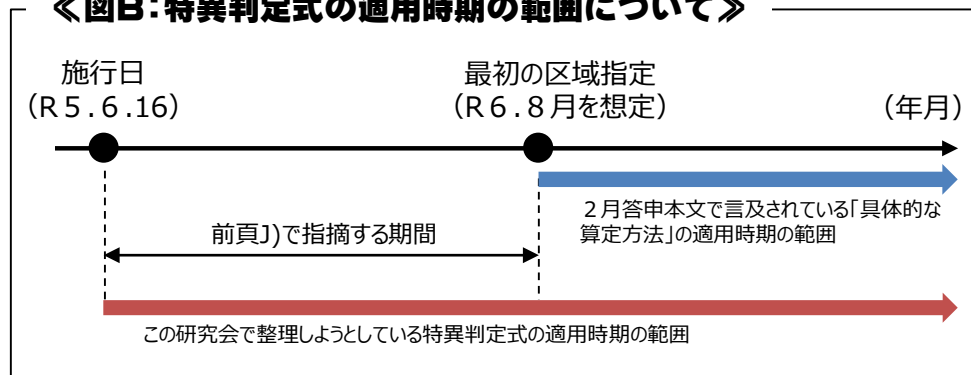
考え方(案) つづき

- K) 「特異判定式」の算定方法については、①公設地域では自治体の投資によって整備された設備が活用されること、②未整備地域では初期整備で構築した設備がその後BBユニバ制度によって維持管理費用が支援されること、それぞれに鑑みると、両地域ともに実際の構築費用を用いることが適当ではないか。そして全国平均の維持管理係数を掛け合わせるといったこの研究会で提案された手法の具体化について、当該係数の公募を実施することを含め、総務省において検討するのが適当ではないか
- L) ただし、特異判定式はあくまでも「例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用するものであるため、永続的に適用することは想定されず、標準判定式の適用を受けるとい原則にいずれ戻ることを念頭に置く。その意味で、次の2点が重要ではないか
- i. 特異判定式の適用については、標準判定式と同様に、総務省において継続的に見直すことが適当ではないか。その際、特定の町字について、特異判定式の適用から標準判定式の適用に切り替わる時期等について、実際の運用状況等も考慮して検討すべき事項として含めることが重要ではないか
 - ii. 特異判定式の適用を受ける町字については、真に役務提供に必要な費用を特定し、それに基づいて交付金が算定されているか等が客観的に確認でき、透明性と公平性が担保されるようにするため、費用などは可能な限り公表されることが必要ではないか
それは上記 i. の見直しの議論にも資するものではないか

＜図A：第二号基礎的電気通信役務の種別と標準判定式の関係＞

	区域指定	交付金算定
FTTH	FTTHの標準判定式 (※1) (※2)	(原則) 標準判定式の適用 (例外) ①公設地域の民間移行 ②未整備地域の新規民設民営整備 → 特異判定式の適用
HFC		(原則) 補正されたFTTHの標準判定式の適用 (例外) ①公設地域の民間移行 ②未整備地域の新規民設民営整備 → 補正されたFTTHの特異判定式の適用
ワイ固専用型		標準判定式の構築は継続検討事項

＜図B：特異判定式の適用時期の範囲について＞



※1 FTTHの標準判定式の適用では、実際の町字コストと照らし合わせた場合に、適切に推計できないような限定的な場合に、例外としてHFCの標準判定式を適用する
 ※2 HFCの標準判定式は、FTTHの標準判定式を補正することで創る

実際費用方式

6. 第二種交付金の在り方

(1) 費用算定について

② 費用の算定方法について

(ウ) 考え方

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に**実際費用方式**を用いることも考えられる。」

(2月答申49頁)

収入費用方式

6. 第二種交付金の在り方

(2) 第二種交付金の算定について

② 第二種交付金の算定の考え方について

(ア) 背景

「第二種交付金の算定方式については、①費用の一定部分を支援対象とするベンチマーク方式と、②費用と収益の差額を支援対象とする**収入費用方式**(収支相殺方式)の2つの方式が考えられる。」(2月答申52頁)

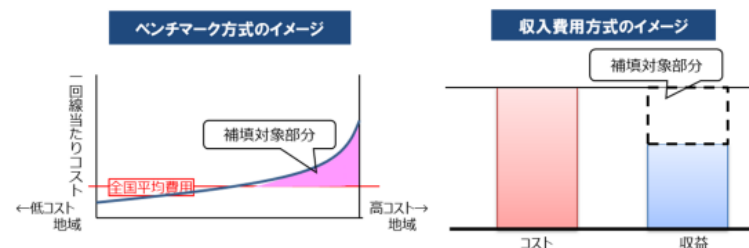
(ウ) 考え方

「他方、特別支援区域については、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があることから、例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した**収入費用方式**を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。

第二種交付金の算定方式の詳細については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当である。」

(2月答申53頁)

図表6-4 ベンチマーク方式及び収入費用方式のイメージ



検討の視点2（町字別の一回線当たりのコスト算定）

- ✓ 交付金算定の判定式構築に当たり、中継回線設備は、「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」、対象設備範囲から「基本的には除外されるべき」と本資料2頁目に抜粋する2月答申（青字部分）において結論付けられた。これに基づき、本資料1頁目の標準判定式のイメージ図を描き、方針化した
- ✓ この方針から、この研究会では、まず前半期に「区域指定の判定」において、ネットワーク全体のコストが、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」、「③中継回線部門」及び「④設備利用部門」の4つを合算することで算定できることを念頭に、議論を進めてきたところ
- ✓ 後半期の「交付金算定の判定」においても、1頁目のイメージ図の方針のとおり、「③中継回線部門」を除外し、「①アクセス回線部門」、「②海底ケーブル部門」及び「④設備利用部門」の3つを合算することで、町字別の一回線当たりのコストを算定することとして議論を進めてよいか

（注）橙色の枠囲み部分は、第4回事務局説明資料からの抜粋であるため、その内部の文言については、略称や指示語、附番などがこの資料と統一されていない部分がある。以下同じ。

主な御意見

- ㊦ 交付金算定において、「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」、「設備利用部門」の部門ごとに算定して合算し、「中継回線部門（海底ケーブル部門除く）」は除外することについて、事務局案の通りで問題ない（NTT東西・KDDI・ソフトバンク：第5回）
- ㊩ 基本的には区域指定での考え方をういつつも、交付金算定では、区域指定時点での未整備地域も含めて、実際の設備構築が行われた後の費用算定であり、設備量等が把握可能であることを踏まえ、その点を反映し、より実態に即した費用算定とする必要（NTT東西・第5回）
- ㊪ 町字別の一回線当たりのコスト算定において、分母となる回線数は、町字別の交付金算定年度における実需要回線数を用いるべき（NTT東西・第5回）

考え方(案)

- A) 「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」、「設備利用部門」の部門ごとに算定して合算し、「中継回線部門（海底ケーブル部門を除く。）」は除外することが適当ではないか

検討の視点1(設備対象範囲)

- ✓ 交付金算定の判定式構築に当たり、その対象設備の範囲は、前頁の2月答申（赤字部分）において、「アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当」とされた
- ✓ FTTHのアクセス回線設備については、下図に示すとおり、ONU（光回線終端装置）からOLT（光加入者線局内装置）までとしてはどうか
- ✓ CATV（HFC方式。以下単に「HFC」という。）のアクセス回線設備については、下図に示すとおり、CM（ケーブルモデム）からCMTS（ケーブルモデム終端装置）までとしてはどうか
- ✓ ワイヤレス固定ブロードバンド専用型（以下「ワイ固専用型」という。）のアクセス回線設備について、
 - ①ローカル5Gにあつては、屋内用ルータからCU（Central Unit）までとしてはどうか。また、
 - ②地域BWAにあつては、屋内用ルータからBBU（Base Band Unit）までとしてはどうか

主な御意見

- ㊦ FTTHにおけるアクセス回線設備の対象範囲は、当面は事務局案で問題ない。ただし、収入費用方式で用いる収入額について、費用の算定対象設備に対応する形でその範囲を画定・限定（収入額を圧縮）することが必要（NTT東西・第5回）
- ㊧ FTTHのアクセス回線設備の範囲は事務局案のとおりで問題ない（KDDI・第5回）
- ㊨ FTTH、CATV(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド専用型のアクセス回線設備範囲（事務局案）について異論ない（ソフトバンク・CATV連盟：第5回）
- ㊩ 未整備地域の新規整備を行う上で、当該地域への役務提供に必要な固有の設備（収容ルータ・地域特性に応じた特殊物品等）を要するケースが判明した際は、既に設置されているものを活用するケースが多いが一部町字では新設を要するため、交付金による支援の対象費用とすべき（NTT東西・第5回）
- ㊪ ワイヤレス固定ブロードバンド専用型につきましては、コア設備を他地域と共用せずに、サービスを提供するケースも想定されるため、その場合はコア設備を含むことが妥当（CATV連盟・第5回）

主な御意見 つづき

- ㊦ 特定の町字のために収容ルータを新規に設置する場合、町字での新設であり、その新設ルータ以外に他にルータがないということがやはり確認されないといけないだろうと思われ、海底ケーブルの中継回線と同じ属性を持っている。これについては交付金の算定対象としなくてよいのではないか（関口構成員・第5回）
- ㊦ 収容ルータが必要となるのは、収容ルータから端末までの距離が長くなる場合に光信号の減衰があるため、中継として置かざるを得ない場合。基本的に収容数が小さいと見込まれる場合には、隣の収容局の収容ルータを活用しているところ。仮に、特定の町字のために新規設置する収容ルータが交付金算定として認められないならば、事業者負担で置くことができないため、そのエリアは事業の引受けができない。仮に（収容ルータが交付金算定として認められる条件として）毎年の報告義務が課されたとすれば、報告する（NTT東西・第5回）
- ㊦ 5Gコアについても交付金算定の対象として認めていただきたく、毎年報告ということになれば報告は許容できる（CATV連盟・第5回）
- ㊦ 収容ルータや5Gコアについては、基本的な構造は海底ケーブルの中継回線と同じだと思っており、個々に見れば様々な事情はあり得るが、標準的なものを創っていくという観点においては、ある程度「決め」も必要。海底ケーブルを中継回線として整理することであれば、こちらも基本的には中継回線コストに当たるものについては、除外していくという基本的な考えにのっとり整理するという考え方も、100%のものはつくれないという制度開始時には必要ではないか。ただし、実態とあまりにも乖離するということであれば、将来に向けて見直していくということではないか（KDDI・第5回）

考え方(案)

→次項（「検討の視点3」）とまとめて記載（10～11頁参照）

3. アクセス回線部門コストの算定方法

検討の視点3（アクセス回線部門コストの算定方法）

- ✓ 「アクセス回線部門」、「海底ケーブル部門」及び「設備利用部門」の各コストについては、前半期の区域指定の判定式の検討において、それぞれの考え方及び算定方法に関する議論を進めてきたところ
- ✓ これを踏まえ、まず「アクセス回線部門コスト」の算定方法については、例えば、㊦「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」、㊧「㊦とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- ✓ なお、算定方法を検討するに当たっては、本資料2頁目に抜粋する2月答申（緑字部分）において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- ✓ 仮に上記㊦の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、㊦の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

主な御意見

- ㊦ 「区域指定の判定に係るアクセス回線部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ない（KDDI・ソフトバンク：第5回）
- ㊧ 民設移行・補助事業等を活用した整備（移行後・整備後を含む）の場合は、可能な限り実態に即した算定とする観点から、実際設備量に基づく算定とすべき。具体的には、伐採や除雪・斜面での施工等、地域特性に応じた追加的工事は、多くの場合、投資額に反映されるため、「地域ごとの実際構築費用（投資額）× 維持管理係数（全国平均）」を用いることにより、地域ごとの実態を反映した費用が算出できるのではないかと（NTT東西・第5回）
- ㊨ 実際費用方式を用いる方法については、2月答申において「適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合」、「例外的かつ補完的に」といった極めて限定的な対応が求められている。よって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や本当にそれを考慮すべきものか否かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、まずは標準モデルに反映しその費用を適用すべき。実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべき（ソフトバンク・第5回）

主な御意見つき

- ㊦ 減価償却費は、無償譲渡された資産や補助金等により構築された資産においては交付金支援対象外である一方、事業者負担による設備更改が行われた場合には交付金支援対象と考える（NTT東西・第5回）
- ㊧ 役務提供の維持において標準的なモデルでは算定し得ない費用が発生した場合は、例外的・補完的に実際費用を用いることが必要（検討の視点6で詳述。NTT東西：第5回）
- ㊨ 災害の発生等で大規模な設備の復旧が必要となり、多大なコストが発生する場合、当該コストが交付金から補填されないことで、固定ブロードバンドサービスの維持が図られないような場合には、交付金算定等において、特例的な対応を取ることは考えられる。実際にそういった大規模な災害が起こったときにどうするかというところは議論していく必要があるのではないか（KDDI・第5回）

考え方(案)

- A) 交付金算定の対象となるアクセス回線設備の範囲については、次のとおりとすることが適当ではないか
 - ・ FTTH：ONU（光回線終端装置）からOLT（光加入者線局内装置）まで
 - ・ CATV（HFC方式。以下「HFC」という。）：
アクセス回線設備については、CM（ケーブルモデム）からCMTS（ケーブルモデム終端装置）まで
 - ・ ワイ固専用型：
 - ①ローカル5G：屋内用ルータからCU（Central Unit）まで
 - ②地域BWA：屋内用ルータからBBU（Base Band Unit）まで
- B) 上記A)のアクセス回線設備の範囲を前提として、「FTTHにおける収容ルータ」及び「ワイ固専用型におけるローカル5Gのコアネットワークの構成設備（5Gコア）」については、地理的条件等により個別具体的な事情が想定し得るものの、原則として、中継回線設備に含まれ、交付金算定の対象設備の範囲に含まれるものではない。しかしながら、未整備地域の一部特定の町字において、第二号基礎的電気通信役務を提供するため、その町字のためだけに限定的に新規整備が必要となる場合も考えられる。そのため、「FTTHにおける収容ルータ」及び「5Gコア」については、個別具体的な事情を維持管理費用の支援において例外的に取り扱う手立てを用意しても良いのではないか。仮にそのような個別具体的な事情を考慮して例外的にこれら2つを取り扱う場合においては、その取扱いの必要性を確認するため、総務省において、それら設備の構成や費用等について、第二種適格電気通信事業者から毎年報告を受け、精査することが必要ではないか

考え方(案)

- C) アクセス回線部門コストの算定方法については、原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することが適切ではないか
- D) ただし、「1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方」において検討したとおり、施行日以降、①公設設備が民間移行された場合、②未整備地域で新規に民設民営方式の設備が整備された場合に限っては、特異判定式を例外的に適用することが適切ではないか
- E) 「特異判定式」の算定方法などについては、4頁（「1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方」の一部）参照

検討の視点3（アクセス回線部門コストの算定方法）

- ✓ 「他の役務と共用している設備」や「他事業者と共用している設備」に関して費用配賦するに際し、適切なコストドライバをどのように考えるか

主な御意見

- ㊦ NTT東西のFTTHサービスで視聴できるテレビサービスには、RF方式とIP方式の2種類があり、RF方式は「ブロードバンドサービス」と「放送用通信」を波長により多重し、波長は常にそれぞれの役務で占有。一方、IP方式はブロードバンドサービス上に流れる放送以外のコンテンツやNetflixなどの映像サービスと同様に、放送コンテンツについてもパケットにより伝送している。電気通信事業者としては、放送サービスのコンテンツも含めて、全て「通信」であり、通信として伝送している（NTT東西・第5回）
- ㊧ NTT東西が提供する放送サービスはブロードバンドサービスに重畳する付加サービス（放送サービス単体での提供は行わないもの）であり、放送サービスの提供に用いる波長も含め、芯線に係るコストはブロードバンドサービス側で全て負担（放送サービスの提供に係るコスト回収方法は事業者によって異なると想定）。そのため、放送サービスの提供に係る芯線コストをコスト算定から除外した場合、「収入」「費用」それぞれが対象とする設備範囲に不整合が生じるとともに、放送サービスに配賦されたコストは利用者からの回収機会・交付金による支援がともに無いこととなり、芯線トータルのコストの不足分を補えず、結果としてブロードバンドサービスを維持するための支援が不十分となるおそれがある（NTT東西・第5回）
- ㊨ IP方式の場合、アクセス回線コストをその中を流れるコンテンツの種類により分計すること（パケットの中身を解析し、その種類によりパケット数を集計すること）は技術的に困難であり、解析・集計するためには多額のコストが必要で、かえって利用者料金や交付金の増となるおそれがある。また放送も他のコンテンツと同様に、ブロードバンドサービス上で流れるコンテンツの一つであり、放送サービスのみを除外する理由は乏しいのではないかと（NTT東西・第5回）
- ㊩ 放送用通信が交付金の対象とならない場合、放送用通信分の高コスト分を、放送事業者や利用者にご負担いただくことは困難であると想定されることから、支援区域で放送サービスを提供する必要がある場合には、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金とは別の支援制度が必要（NTT東西・第5回）
- ㊪ FTTHに関する配賦に関して、本制度を効率よく進めるため、二芯の場合は“芯線数で費用を配賦する”に賛同し、一芯の場合は、波長数による配賦が妥当ではないか。ただし、その妥当性についてはしっかり議論することが必要（CATV連盟・第5回）
- ㊫ 今後、IP放送（マルチキャスト）方式による放送サービスの提供方法が進む場合、IP放送方式だけを交付金算定の対象にするのは、RF方式との関係で不公平。逆もまた然り。両方式の配賦の在り方に関して継続検討事項としてはどうか（CATV連盟・第5回）

主な御意見 つづき

- ㊦ HFCについては、第3回WGにおいて当連盟より配賦が難しいとの考えを示した。HFCに関して、FTTHへの移行が進んでいる中、FTTHとHFCの放送と通信の配賦割合の差により、その結果に大きく差が生じることもよくない。故に、HFCの放送と通信の配賦割合について「まずFTTHの配賦基準について議論し、その後、その結論をベースにHFCにも適用する」ことに賛同。HFCは配賦が難しいため、作業の効率性も鑑みて、FTTHと同じ配賦割合を採用することが良い（CATV連盟・第5回）
- ㊧ IP方式はブロードバンドサービスのオプションだとのNTTからの発言について、今後、IP放送だけを単独のサービスとして売る事業者が現れることもあり得るとすれば、配賦基準は将来的には、ベストエフォートのサービスであるのか、それともある程度、いわゆる放送品質を確保したIP再送信と言われるものであるのか、という中身が線引きの基準になるのかもしれない（相田構成員・第5回）
- ㊨ やはりコンテンツでパケットの切り分けができないものか。コンテンツの配合比みたいなものは将来的に大きく変わり得るのか。もし配合が変わるとなると、もし切り分けるとしても基準が決めづらい。やはり配賦というのはフィクションの世界。プレーヤーに影響を与えるわけで、交付金算定というのは、原価計算でいう意思決定アプローチであり、交付金決定のために関連情報をなるべく正確にということがある。しかし、一方で原価計算であるため、プレーヤーの行動に影響を与えるということもあって、難しい問題。もしIP方式を放送として抜いた場合、NTT等事業者にどういった影響があるか考える必要（高橋構成員・第5回）
- ㊩ BBユニバのまさに対象となるアクセス回線部分でどのようなコンテンツ量となっているかは事業者では分からないし、コンテンツの中身を覗きに行くこと自体通信事業者として非常に困難。コンテンツの内容が今後変わっていく可能性があるかについては、動画のような大容量コンテンツは今後もますますその比率を増していくだろうが、一方で、IP方式のコンテンツは増えてはいかず、だんだんと小さくなっていく（NTT東西・第5回）
- ㊪ マルチキャストの部分について、NGNの中である程度のトラヒック量を算定されるのであれば、マルチキャストでその後配賦されるところはある程度のトラヒック量は想定できるのではないかと（CATV連盟・第5回）
- ㊫ IPマルチキャストといっても、ONUまで全て放送が来ているかといえばそうではない。収容局までマルチキャストしたものを、利用者がそのニーズに応じて取りに行っている形になる。仮にその町字で一人も利用されていない場合には、そこには全く放送が流れていないことになるがその把握は困難（NTT東西・第5回）
- ㊬ サービスという視点で、RF方式で、同じ地デジ、BS、CS等を送るサービスと、IP放送、IP再送信で同じサービスを提供するという状況において、RFは算定対象にならず、IP放送だけは算定するというのは、やはり不公平ではないかと（CATV連盟・第5回）

主な御意見 つづき

- ㊸ RF方式とIP方式という、地域の差によって結果が異なってくるということを許容すると、片方の技術をなくしていくという方向に行きかねない。そこは中立的であるべきだ。双方において差が出ないような結論が良いのではないか（関口構成員・第5回）
- ㊹ 再送信系は、やはりユーザが利用しなければ当然流れないということだが、ユーザ数が増えるとか、将来こうしたIPマルチが当たり前の世界になっていく状況下では、全くゼロにならないというか、逆に増える方向ではないか。ただ、それをどうやって算出するかは不明（CATV連盟・第5回）
- ㊺ 放送はブロードバンドサービスから除かれるのではないか。RFとIPは何か同じ基準を設けて、統一的に放送部分を除外するという考え方が必要ではないか。また、実態を測れば、NGNの中は測れるということも技術的には可能だが、あまりそこにエネルギーをかけるということも、実利がないのではないか。特にアクセス回線のところでコンテンツを見るのはやはり通信の秘密にも関わってくるため賛成できない。やはり原則としては、波長数として、「上り下りの通信」と「一本としての放送」ということで、「2対1」で按分するというのを、RFの方でも統一的に処理するという一定の仮定を置くことも、選択肢としてはあり得るのではないか（関口構成員・第5回）
- ㊻ 2対1で按分されると、BBユニバの対象エリアで放送サービスを提供しないほうが（通信について）満額の交付金が算定されることになるため、事業者として、そのような行動を検討せざるを得ないのではないか（NTT東西・第5回）
- ㊼ 放送役務は重畳する付加サービスであると言っている営利事業者にとって、付加サービスがペイしないという判断であれば、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の枠の中では放送役務を提供しないという判断もあり得ると思う。放送サービスが必要不可欠だという判断をした場合には、ユニバーサルサービス交付金とは別の支援制度を考案すべき（関口構成員・第5回）
- ㊽ 4Kだと20数メガ、8Kだと80メガがコンスタントに流れ続けるというのは、ブロードバンドサービスとは異なるネットワークが必要になるということで、ブロードバンドのオプションだという位置付けでは到底済まなくなると考える。よって、現状はNTTが提供されているのは、一番末端の区間はもうベストエフォートでパケットを送られているということであり、ブロードバンドサービスの単なる一つのオプションであるということで問題ないのではないか。ただし、それで済まないようなサービスとは何なのか、そのときどう別立てで考えるのかということは、継続検討課題にしておくのがいいのではないか（相田構成員・第5回）
- ㊾ 将来どんどんIPが増えていくことを考えると、通信事業者にとってみれば、IPが通信サービスの一環だと見えるのは当然ではないか。ただ、例えば放送なら放送のほうでの交付金や補助金制度と、どういう補完的關係になるか、整合性という視点も必要（砂田構成員・第5回）

4. 共通費の配賦基準

考え方(案)

- A) 令和3年から開催される「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」といった、総務省の累次の検討会等において、ブロードバンドネットワークを用いてRF方式及びIP方式（マルチキャスト配信に限る。以下同じ。）によって提供される放送サービスは、放送法上の「放送」と位置付けられることが確認されている
- B) 2月答申及び「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）においても議論されているとおり、BBユニバ制度が、民間事業者を「放送事業者」との文言で切り出すのではなく、「電気通信事業者」との切り口から、その「電気通信事業者」による互助で成り立つ、「通信」を受益する者による負担制度として制度化されていることに鑑みると、放送サービスに係る費用を除いた上で、今回の新たな交付金を算定することが適当ではないか
- C) また、放送サービスと共用する通信設備に関しては、放送に係る費用を除く算定手法として、二芯方式により提供される場合は芯線数で費用配賦し、一芯方式により提供される場合は波長数による按分で費用配賦（一芯の中で、放送は一波（下りのみ）、通信は二波（上りと下り）であり、通信に係るコストドライバは2/3）とすることが適当ではないか
- D) なお、RF方式かIP方式かという「放送」の伝送方式の違いによって、異なるコストドライバを適用する考え方もあり得るところ、それにより算定結果が地域によって異なることを許容した場合、どちらか一方の伝送方式による放送サービスの提供を後押し又は減らす方向に作用しかねない。このため、コストドライバの検討においてRF方式又はIP方式の違いに着眼することは、技術中立性及び公平性の観点から適切でないのではないか
- E) 一芯の場合における波長数による按分が技術の進展等も踏まえ適切か否かは、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要ではないか
- F) 以上の「共通費の配賦基準」の考え方は、FTTHに対し適用するものである。一方で、この研究会で提案された制度の複雑さ等を回避することも念頭に、この考え方を同時にHFCに対しても適用することとし、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを図っていくことが適切ではないか。ワイ固専用型については、この研究会における議論を踏まえて、区域指定及び交付金算定の標準判定式の構築に向けた継続検討の中で併せて共通費の配賦基準についても議論すべきでないか

検討の視点1(設備対象範囲)

- ✓ 2月答申でいう「海底ケーブル」については、具体的には、下図でいう「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き揚げる部分を含む。）」を指すと考えられるが、それでよいか。また、陸揚局内の各設備のうちどこまでを対象設備とするか

主な御意見

- ㊦ 交付金算定に当たり、海底ケーブル設備の対象範囲については、専ら当該離島への役務提供に要する設備である観点からは、事務局案の範囲に加え、陸揚局－収容局間の伝送路も含めることが適当（NTT東西・第5回）
- ㊧ 海底ケーブルの対象設備の範囲は事務局案のとおりで問題ない（KDDI・第5回）
- ㊨ 離島の中継回線コストについては、多くの中継局を経由する本島の中継回線と位置付けは同じであるため、2月答申の考え方（「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため」対象外とする）のとおり、本島の中継回線コストと同様に交付金コストへの算入はすべきでない（KDDI・第5回）
- ㊩ 中継回線は基本的にリング構成されており、陸揚局までの中継回線も他の中継回線と同様に「不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与している」ことにならないことから、事務局案の通り陸揚局までの中継回線は対象設備範囲から除外し、海底ケーブルの範囲は「両端の陸揚局」と「海底ケーブル（海中から陸揚局に引き揚げる部分を含む。）」とすることが適当（ソフトバンク・第5回）
- ㊪ リング構成等々でもって、他の区間の中継と共用されている割合がどれくらいなのか。実際に、敷設された経験のある事業者で離島への役務提供に要する設備とそれ以外の設備のコスト比がどれくらいなのか。サンプルデータをお示ししていただくのが最終的に判断するのにいいのではないかと（相田構成員・第5回）
- ㊫ 個別に設備を見ていくと、実際の陸揚局からリングになっている場合もあれば、陸揚局から一番近い収容局までが張り出しのようになって、そこが専用線的になっているような場合もあり得る。ただ、中継回線コストも同様である。標準的なものを創るという観点から、中継回線と同じように陸揚局の外側の陸上ネットワークのところについては、中継回線コストとして除外していくと整理するのがよいのではないかと（KDDI・第5回）
- ㊬ 区々、リングであったり、張り出しみたいな形で一本でやったり、ということを一本一本確かめるという作業も膨大。原則、中継回線コストは除く考え方が当初の事務局案だったのだから、この考え方を修正せずに踏襲することも一つの判断ではないかと（関口構成員・第5回）

主な御意見 つづき

- ㊦ リングになっている離島というのは比較的大きな離島であり、既に離島には光が整備されており、おそらく支援の対象にならないところ。未整備地域の小さな離島は（海底ケーブルから先は光が未整備で）行き止まりになっている可能性があり、その部分を交付金算定に追加していく考え方もあるのではないかと（NTT東西・第5回）
- ㊧ 本当にコストがどれぐらいの割合なのか、あるいは、個別に特別調査をしたり、標準モデルに加えてコストを積み上げる労力だとか、そういうことを考えたときに、本当にどこまでやるかというところは全体のボリュームだとか、それを見て判断すべきではないかと（ソフトバンク・第5回）
- ㊨ 海底ケーブルについては電話や放送等他の役務と共用している設備であることから、2月答申の整理を踏まえ、当該設備の交付金算定の際には第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分のみがコスト算入されるものと認識（ソフトバンク・第5回）
- ㊩ 交付金算定モデルにコスト算入する海底ケーブル陸揚局の対象設備の範囲は、給電装置、海側伝送端局装置、ケーブル終端装置、電力ケーブル及び局内光ファイバを対象とすることが適当ではないかと。基本的に陸側の伝送端局装置は陸上ネットワークにつながっているため、海側の伝送端局までを海底ケーブルのコストとして見て、陸側の伝送端局は中継回線部門コストとして見るのがよいのではないかと（KDDI・第5回）
- ㊪ 算定の対象とする陸揚局内の設備については、交付金が最終的にユニバーサルサービス料として利用者の負担となる可能性があることを踏まえれば、交付金の肥大化を抑制するため、現行のLRICモデルと同様に必要最低限となる設備（CTF、リピータ、電力・空調設備等）とすべき（ソフトバンク・第5回）

考え方(案)

→次項（「検討の視点4」）とまとめて記載（19頁参照）

検討の視点4（海底ケーブル部門コストの算定方法）

- ✓ 検討の視点3と同様に、「海底ケーブル部門コスト」の算定方法については、例えば、㊸「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」、㊹「㊸とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- ✓ なお、算定方法を検討するに当たっては、本資料2頁目に抜粋する2月答申（緑字部分）において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- ✓ 仮に上記㊸の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、㊹の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

主な御意見

- ㊸ 「区域指定の判定に係る海底ケーブル部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ない（KDDI・ソフトバンク：第5回）
- ㊹ 交付金算定においては、実際の設備量が把握でき、離島ごとに構築方法・故障リスク等が異なることから、実際設備量に基づく算定を原則とすべき。具体的には、海底ケーブルの実際の巨長に単価を乗じた上で、実額の陸揚点コストを加えることが考えられる（実際巨長×実際単価＋実際陸揚点コスト）（NTT東西・第5回）
- ㊸ 実際費用方式を用いる方法については、2月答申において「適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合」、「例外的かつ補完的に」といった極めて限定的な対応が求められている。よって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や本当にそれを考慮すべきものか否かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべき。実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべき（ソフトバンク・第5回）
- ㊹ 役務提供の維持において標準的なモデルでは算定し得ない費用が発生した場合は、例外的・補完的に実際費用を用いることが必要（検討の視点6で詳述。NTT東西：第5回）
- ㊸ 災害の発生等で大規模な設備の復旧が必要となり、多大なコストが発生する場合、当該コストが交付金から補填されないことで、固定ブロードバンドサービスの維持が図られないような場合には、交付金算定等において、特例的な対応を取ることは考えられる（KDDI・第5回）

考え方(案)

- A) そもそも海底ケーブル及び陸揚局については、中継回線設備を構成するものである。また、交付金算定に関するコスト算定において、中継回線部門コストは、交付金算定の対象外と整理されている。したがって、海底ケーブル及び陸揚局については、交付金算定の対象外とすることも考え方としてはあり得るところである
- B) しかしながら、まず海底ケーブルについては、2月答申において、そうだとでも「離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用が大きいと考えられる」ことを理由として、海底ケーブルを交付金の費用算定の対象設備とすることが適当である旨、結論付けがなされた。また陸揚局については、2月答申で明示的に言及されていないものの、海底ケーブルを用いて役務を提供するためには不可欠な施設である
- C) よって、海底ケーブル部門コストの算定方法については、例外的な取扱いを認める2月答申の考え方を踏襲し、交付金の費用算定に当たって限定的にこれらを対象に含め、「1. 交付金算定のための標準判定式の基本的考え方」で述べたとおり、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いること」としてはどうか。具体的には原則として区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することが適当ではないか
- D) その際、具体的に交付金算定の対象となる「設備」の範囲については、
[A地点の海側の伝送端局] - [海底ケーブル] - [B地点の海側の伝送端局] とすることが適当ではないか
- E) 特に陸揚局に係るコストの算定方法については、陸揚局内部の構成設備を含め、区域指定に関するコスト算定の標準判定式と同様に、この研究会での意見等と実態を踏まえて、総務省において検討を深めることが適当ではないか
- F) また、この研究会で議論のあった「陸揚局から最寄り収容局までの間の設備」については、海底ケーブル部門がそもそも中継回線設備を構成するものであること、そしてそれを前提としつつ例外的に「海底ケーブル」と「陸揚局」を扱っていることに鑑み、海底ケーブル部門コストの対象設備の範囲に含めないこととするのが適当ではないか

【参考】第4回コスト研究会(令和5年12月5日)資料1「区域指定に関するコスト算定の論点整理案」11.海底ケーブル部門コストの算定方法(P27)から抜粋 考え方(案)

- A) 海底ケーブルの敷設構成については、本島と各離島を一方通行的に結ぶケースと、予備線を確保するため本島と複数の離島を輪状に結ぶケース(ループ構成)の2種類がある。標準的な海底ケーブル部門コストの算定においては、両構成ともに考慮することが適当ではないか
- B) 「海底ケーブル」の算定方法としては、一度海底ケーブルが断絶するとその位置の特定と復旧に、事業者の規模等にもよるが、多大な時間・労力を要することを背景にループ構成が存在することに留意して、原則として、海底ケーブルの亘長に単価を乗じる方法が適当ではないか
- C) また、海底ケーブルの陸上への引き揚げポイントにある「陸揚局」については、海底ケーブルの両端に同局がなければ、海底ケーブルを用いた役務提供ができない実態を踏まえ、陸揚局に係る費用を海底ケーブル部門コストの算定対象とすることが適当ではないか。ただし、陸揚局内におけるBBユニバ制度の対象設備を明らかにした上で、放送等の他役務との切り分けや中継回線部門コストとの二重算定とならないようにする整理などを行う必要が認められる。また、陸揚局に係るコストの算定方法については、この研究会での意見等と実態を踏まえて、総務省において検討を深めることが適当ではないか

検討の視点5（設備利用部門コストの算定方法）

- ✓ 検討の視点3及び4と同様に、「設備利用部門コスト」の算定方法については、例えば、④「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」、⑤「④とは別に実際費用に基づく算定方法を検討する」、などいくつかの手法が考えられるが、この点どのように考えるか
- ✓ なお、算定方法を検討するに当たっては、本資料2頁目に抜粋する2月答申（緑字部分）において、「事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる」と結論付けられていることに十分留意する必要
- ✓ 仮に上記④の場合、交付金算定の判定に係る固有に考慮すべき事項はあるか。また、④の算定方法の一部を変更すべき事項（部分）などがあるか

主な御意見

- ② 「区域指定の判定に係る設備利用部門コストの算定方法を活用する」ことで問題ない（KDDI・ソフトバンク：第5回）
- ① 利用部門コストに含まれる注文受付・料金請求等は、全国集約的に業務を実施することが可能であり、エリアによらず、全国平均コストにより算定可能であることから、基本的には区域指定と同様の次の算定式でよいのではないかと。ただし、交付金算定においては可能な限り実態に即した費用とする観点から、一回線あたり収入見込額（3,869円/回線・月）ではなく、各事業者の実際の提供実態を反映した一回線当たりの収入額を用いて算定することが適当（NTT東西・第5回）
「一回線あたり利用部門コスト = 事業者ごとの一回線あたり収入額 × 収入額に対する利用部門コストの比率（事業者実績）」
※ 収入額に対する利用部門コストの比率（事業者実績） = 指定電気通信役務提供事業者の利用部門コスト ÷ 指定電気通信役務提供事業者の収入額
- ③ 実際費用方式を用いる方法については、2月答申において「適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合」、「例外的かつ補完的に」といった極めて限定的な対応が求められている。よって、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離することがあった場合も、まずは、乖離理由の確認や本当にそれを考慮すべきものか否かを精緻に検討し、考慮すべき事由であると認められた場合、その理由を公表の上、標準モデルに反映しその費用を適用すべき。実際費用方式の適用は、標準モデルへの反映まで時間を要する場合の暫定処置や、標準モデルへの反映が著しく困難である特別な事情がある場合に限定すべき（ソフトバンク・第5回）

考え方(案)

- A) 設備利用部門コストのうち、競争対応費用としての宣伝費や販売促進費の各費目の取扱いについては、現在別途開催されているワーキンググループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められている。その結果に従うことかどうか。
- B) その上で、交付金算定に関するコスト算定における設備利用部門コストの算定方法については、区域指定に関するコスト算定の標準判定式を活用することによいのではないかと

《参考》第4回コスト研究会(令和5年12月5日)資料1「区域指定に関するコスト算定の論点整理案」
「12.設備利用部門コストの算定方法」(P29)から抜粋

考え方(案)

- A) 設備利用部門については、電話のLRICモデルを活用することができないため、個別に考え方・算定方法を検討することが適当
- B) 設備利用部門コストのうち、競争対応費用としての宣伝費や販売促進費の各費目の取扱いについては、現在別途開催されているBBユニバ制度のワーキンググループにおいて、交付金の算定対象とするか否か、政策的見地から検討が進められている。その結果に従うことかどうか
- C) 一方で、上述のワーキンググループの議論対象外の費目部分の設備利用部門コストの算定方法については、町字単位によって大きく変動するものでない等の意見が出ている。これを踏まえ、全国平均コストを設定し、それを用いて町字単位のコストを算定することが適当ではないか。なお、より詳細な算定方法については、この研究会で提案された手法も踏まえ、関係する命令等を策定するまでに、総務省において更に検討を深めることが適当ではないかと

検討の視点6(その他考えられる事項)

- ✓ 防災その他、交付金算定の判定式を構築するに当たって、考慮すべき事項や検討すべき視点はあるか

主な御意見

- ㊦ 役務提供の維持において標準的なモデル・平均化された係数では算定し得ない費用が発生した場合（大規模災害発生時等）は、例外的・補完的に実際費用を用い、災害に伴う復旧コスト（損壊設備の除却費や撤去費用、再投資設備の減価償却費）などを個別把握することが必要ではないか。ただし、政府による災害復興予算等も含めた支援がなされる場合は、その部分は交付金からは除外（NTT東西・第5回）
- ㊧ 移動電源車等の災害対策設備に係る費用は、災害時の役務提供の維持・早期復旧に必要なものであり、かつ、災害発生時には地域を限定せず全国に持ち運び可能なものであることや、事業者により配備状況は区々であることから、当該事業者が実際に配備する「災害対策設備コスト÷当該事業者の回線数」（担当支援区域外も含めた当該事業者のサービス提供エリア全体）により、一回線当たりの災害対策コストを算定することが適当（NTT東西・第5回）
- ㊨ 移動電源車やポータブル衛星装置などの災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備については、事業規模によって保有する事業者が限定されることなどを踏まえて、ブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否かを総務省において十分に精査の上で、仮に標準的なコストとして計上することが適切と認められる場合に限り算定対象とするということで問題ない。仮に当該設備のコストを算定対象とする場合には、算定対象の設備と算定手法の明確化が必要（KDDI・第5回）
- ㊩ 交付金コストについては、中継回線コストを除外することになっており、その理由が、不採算地域以外の役務提供にも寄与していることが一つ判断としてある。よって、災害対策コストについても、例えば移動電源車みたいなものについては不採算地域だけで用いられるものではなく、その地域一帯含めてカバーされるものだと思われるため、中継回線コストの考え方を踏まえるとそれを入れるべきなのか否か、よく検討することが必要（KDDI・第5回）

考え方(案)

- A) BBユニバ制度は、第二号基礎的電気通信役務を、国民生活に不可欠であるために、あまなく日本全国において提供が確保されるべき電気通信役務として捉え、適切、公平かつ安定的に提供されることを企図しており、不採算な地域も含めて、平時の常態的な超高速ブロードバンドサービスの提供において地理的格差が生じることは原則として想定していない
- B) 最新調査の結果、令和5年3月時点で光ファイバの整備率は99.84%となり、未整備世帯は約10万世帯（令和4年同月比で約6万世帯減）となった。安定した提供を適切かつ公平に行う取組を引き続き実施することが重要ではないか
- C) アクセス回線部門及び海底ケーブル部門において、交付金算定に必要な設備の単価（例：加入系光ケーブル芯km単価等）や各費目のコスト把握のための係数値（例：減価償却費における経済耐用年数等）の入力値については、区域指定に関するコスト算定に係る標準判定式の構築の際と同様に、公募の手続を経ることが適当ではないか
- D) 災害等の有事における「役務維持」・「早期復旧」用の設備（例：移動電源車等）については、不採算地域だけで用いられるものではなく、また第二号基礎的電気通信役務の提供のみならず、他の電気通信役務の提供にも使用されることなどを考慮すると、直ちに交付金算定に関するコスト算定の対象とすることはなじまないものと考えられるが、まずはこれらの設備がブロードバンドサービスの提供に必要な「標準的なコスト」として捉えられるか否か、総務省において慎重に検討することが適当ではないか